明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（一六）

本号で公布された法令のあらまし

◇国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一六号）（財務省）

1　国際通貨基金に対する加盟国の出資総額が増額されることとなったことに伴い、政府は、同基金に対し、四六二億三、〇八〇万特別引出権に相当する金額（改正前は三〇八億二、〇五〇万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができることとした。（第二条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年四月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十六号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三百八億二千五十万特別引出権」を「四百六十二億三千八十万特別引出権」に改める。

第十九条の見出しを「（銀行の理事の任命）」に改め、同条中「国際通貨基金協定第十二条第三項又は」及び「基金又は」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄